

## 自然災害時等における安全確保のための留意事項

福山高等技術専門校長

(目的)

- 1 悪天候や地震発生時等における安全を確保するため、授業の開始、休講等の基準を定める。

(内容)

- 2 気象による緊急対応

- (1) 福山市に『特別警報』・『危険警報』(大雨、土砂災害、高潮、暴風、暴風雪、大雪、波浪)又は、『警報』(暴風、暴風雪、大雪)のいずれか(以下『該当警報』という。)が発表された場合は、次のとおりとする。

- ① 訓練生が専門校管理下の場合

校長は、休講か授業継続かを決定し、休講を決定した場合は職員を通じて訓練生への指示・連絡を徹底する。

- ② 訓練生が自宅の場合

ア 午前6時30分の時点で『該当警報』が発令されている場合は、午前10時15分(2時限)まで休講とし、自宅待機とする。

イ その後午前8時20分までに『該当警報』が解除された場合は、10時20分始業とし、安全に注意して登校する。

午前8時20分の時点で引き続き『該当警報』が発令されている場合は、午前中(4時限)まで休講とし、引き続き自宅待機とする。

ウ その後午前11時00分までに『該当警報』が解除された場合は、13時00分始業とし、安全に注意して登校する。

午前11時00分の時点で引き続き『該当警報』が発令されている場合は、終日休講とする。

- (2) 上記以外の場合においても校長は、特別警報・危険警報・警報・注意報等を総合的に判断して、休講を決定することができる。休講を決定した場合は、職員に指示・連絡を徹底する。

- (3) (1)及び(2)にかかわらず、居住地、又は登校途上で『該当警報』が発令されるなど、危険が予測される場合は、その安全性が確認できるまでは登校を控えること。また、その旨を速やかに校に連絡すること。

- 3 「福山市」が「泉学区」に「警戒レベル4以上の避難情報」(緊急安全確保、避難指示)を発令した場合は、2(1)の取扱いを準用する。

(別紙 5 - 2)

#### 4 地震発生時における対応

- (1) 登校日の前日の正午以降に「福山市を含む地域」で「震度 5 強」以上の地震が発生した場合は、当該登校日を終日休講とする。
- (2) 福山市に「津波警報」又は「大津波警報」が発令された場合の対応は、2 (1) の取扱いを準用する。ただし、「自宅待機とする」は「安全な場所に避難する」と読み替える。

#### 5 休講となった授業については、原則として振替授業を行う。

附則 この留意事項は、令和 3 年 5 月 20 日から実施する。

この留意事項は、令和 8 年 5 月 29 日から実施する。

#### 気象情報の確認方法

- ・テレビ・ラジオ・インターネットによる天気予報・ニュース等
- ・携帯電話向け「広島県防災 Web」

<https://www.bousai.pref.hiroshima.lg.jp/?municipalityCd=342076>



#### ○ 事例等

事例	警報発令の状況	訓練生の行動	福山校
A	6時30分現在、福山市で暴風警報が発令されていたが（他の地域では、強風注意報のみ発令）、8時00分に警報が解除となった場合	訓練生は登校せず自宅待機とする。 ただし、8時00分で警報が解除されたため、10時20分から開講するので、安全を確認して登校する。	10時20分から開講
B	6時30分現在、東広島市で、暴風警報が発令されているが、福山市や他の地域では、注意報が発令されている場合	東広島市の訓練生は自宅待機。 他の地域の訓練生は安全を確認して登校する。	通常どおり開講
C	自宅を出る7時現在、福山市に『該当警報』が未発令であったため自宅を出たが、登校途中に福山市に『該当警報』が発令となった場合	状況を見て、安全な場所に避難したり、帰宅したりする。専門校の近くまで来ている場合は、専門校に避難することも可能。	通常どおり開講

※ 休講となった場合でも8時30分までには職員が登校していますので、わからないことがあれば問い合わせてください。

☎ (084) 951-0260